

障 政 第 57 号
令和 7 年 5 月 1 日

各障害者支援施設の管理者 様
各共同生活援助事業所の管理者 様
各居宅介護事業所の管理者 様
各重度訪問介護事業所の管理者 様
各短期入所施設の管理者 様
重度障害者等包括支援事業所の管理者 様
障害児入所施設の管理者 様
各障害福祉サービス事業所の管理者 様
各一般相談支援事業所の管理者 様
各特定相談支援事業所の管理者 様

静岡県健康福祉部障害者政策課長

令和 7 年度「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」
の協議について(依頼)

日頃から、県の障害福祉施策の推進に御理解と御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり厚生労働省より国庫協議の依頼がありました。

つきましては、実施要綱を確認のうえ、協議の希望がある場合は、下記により関係書類の提出をお願いいたします。

なお、本事業は国庫補助事業であり、国及び県予算の範囲内での採択となります。必ず事前に下記の留意事項及び添付書類を御確認くださいようお願いいたします。

記

- 1 提出書類 ・ 令和 7 年度障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業
国庫補助協議書
 - (1) 介護ロボット等導入支援
 - (別紙 1 - 1) 事業計画書
 - (別紙 1 - 2) 積算内訳
 - (2) ICT 導入支援
 - (別紙 2 - 1) 事業計画書
 - (別紙 2 - 2) 積算内訳
 - (3) パッケージ型導入支援
 - (別紙 3 - 1) 事業計画書

(別紙 3 - 2) 積算内訳

- ・複数の業者から徴した見積書（原則 2 社以上）(PDF)
※補助対象内外が確認できるよう内訳が記載されていること。
※必ず最新の見積書を徴すること。
- ・導入機器の仕様等が確認できるカタログ (PDF)

2 提出期日 令和 7 年 5 月 14 日 (水)

3 提出先 障害者政策課宛てメールで提出

E-mail shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

4 留意事項

- ・必ず別添 2 「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（作業要領）」及び別添 3 「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業についての Q&A」を確認の上、協議書の提出をお願いいたします。
- ・介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の申請にあたっては、介護ロボット等と I C T を複数組み合わせることで、介護ロボット等や I C T を単独で導入するよりも効果が見込まれるような関連性のある機器が対象となります。
- ・国及び県予算の範囲内での採択となります。採択後の補助金所要額の増額や機器変更はできませんので、あらかじめ導入機器等の精査をお願いいたします。

担 当 就労・施設班 川島

電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 3 6 1 9

メー ル shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp